

荏田南自治会館 申請手続き等細則

(目的)

第1条

この細則は、規約第4条に基づき定める。

(申請手続き・申請許可)

第2条

申請手続きは、荏田南四丁目自治会ホームページを利用する。

(利用時間・利用料金)

第3条

会館の利用時間は、原則午前9時から午後9時までとする。

(1) 利用料金は、4時間/1,000円とする。

(2) 利用時間帯および利用料金は、下記のとおりとする。

区分	利用時間帯	利用料金
①	午前9時～午後1時	1,000円
②	午後1時～午後5時	1,000円
③	午後5時～午後9時	1,000円

(3) 利用時間帯をまたぐ場合は、追加料金を支払うこととする。

※「具体的な例」

実際の利用時間	利用料金
午前9時～午後2時の5時間利用	2,000円
午前11時～午後2時の4時間利用	2,000円
午後4時～午後6時の2時間利用	2,000円

(4) 利用料金は、設置の料金入れ(封筒)を使用し、料金箱の中に入れることとする。

① 料金入れ(封筒)には、日付・使用時間・金額・代表者名を記入する。

(5) 会館の利用者は、利用時間を守ること、また委員会の指示に従うこととする。

(その他)

第4条

この細則の改廃は、委員会の議決により決定する。

(付則)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。